

議 会 臨 時 会 会 議 録

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和2年11月26日

- | | |
|------|--|
| 開　　会 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第82号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第83号　職員の給与に関する条例の一部改正について |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 2 年第 2 回岩出市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。失礼いたします。

臨時会の冒頭に貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本日、ここに令和 2 年第 2 回岩出市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも何かと御多忙のところご出席賜り、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、このたびの市長選挙におきましては、無投票にて、引き続き市政運営 5 期目の重責を担わせていただくことになりました。

無投票であるがゆえ、より市民皆様からの負託の大きさ、また、責任の重大さを痛感しているところであり、改めて身が引き締まる思いであります。

これまでの市政運営については、就任時から、対話と協調の下、住んでよかったと思えるまちづくりを念頭に、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指し、堅実な行財政運営に努めるとともに、市民皆様の生活向上のため、さまざまな施策を展開し、市の将来の礎を築くためにも、職員とともに市にふさわしいバランスの取れたまちづくりに取り組んでまいりました。

その結果、和歌山県内の「街の住み心地ランキング」では、皆様から高い評価をいただき 1 位となっております。

一方、国内では、一時終息に向かうと見られた新型コロナウイルス感染症は、再び感染が拡大するなど、世界中が未曾有の危機に直面しており、経済的な打撃がどこまで広がっていくのか、また、この問題がどれほど長期化していくのか、いまだに見通せない状況にあります。

そうしたことから、今後も事態の推移と国・県の動向を注視しながら鋭意検討を

進め、必要な対策を講じてまいりますので、市民皆様には、引き続きの感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

今後も、市民皆様の声をお聞きしながら、また、今までのまちづくりの取組の成果をさらに強化するためにも、岩出市長期総合計画や岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、職員ともども一丸となって、岩出市の輝く未来のまちづくりに向けた市政運営に全力で邁進する所存でございますので、何とぞ皆様には、引き続きのご指導とご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

- 田畑議長 本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案第82号及び議案第83号につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 田畑議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、松下 元議員及び三栖慎太郎議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

- 田畑議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から11月27日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日から11月27日までの2日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

- 田畑議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会に、説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり議案2件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について～

日程第5 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○田畑議長 日程第4 議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件及び日程第5 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正の件の議案2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回の臨時会でご審議をお願いいたします案件につきましては、条例案件が2件でございます。

議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告に準拠し、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改定を行うため、改正をするものであります。

次に、議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の期末手当等について改定を行うため、改正をするものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○田畑議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑時間30分以内で質疑をお願いいたします。

尾和議員。82号をお願いします。

○尾和議員 質疑の前に、マスクをしておるんですけども、今、市長はマスクを外して登壇されたんですけども、私もマスクを外してするほうがしゃべりやすいんで、マスクを取りたいと思うんですけど、取扱いのほう、よろしくをお願いします。

○田畑議長 どうぞ、いいです。外してください。

尾和議員。

○尾和議員　まず、議案第82号　議員の報酬並びに特別職、市長、副市長、教育長の報酬についての件について質疑を行います。

まず、第1条において、議長、副議長、議員に関して、歳費の増減を提案されているんですけども、この内容について、具体的に幾ら減額になるのか、総額で幾ら減額になるのかをお聞きをしたいと思います。

それから、第2条で、歳費の増減、いわゆる第1条から第2条にわたって、第1条でマイナスをして、第2条でプラスの案が出ておるんですけども、これに関して、同様に、議長、副議長、議員に関して、具体的に求めたいと思います。並びに総額も示していただきたいと思います。

それから、第3条、歳費の増減、これについてですが、市長及び副市長に関してであります。これについても総額と減額の金額をお示しいただきたいと思います。

第4条の歳費の増減についてですが、ここにおいて条例改正をされようとしているんですが、これについて、市長、副市長に関してどのようになるのか、具体的に個別に金額と総額を回答ください。

それから、第5条についてですが、これは教育長の報酬、期末手当に関してありますが、これに関して、教育長に対しては幾ら減額されるのか、金額並びに総額はイコールだと思うんですが、これについても答弁を求めます。

それから、第6条についてですが、これについて教育長に関して、歳費の増減、プラスの要因であろうと思うんですが、これについても御答弁をいただきたいと思っています。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず1つ目、第1条による議長、副議長、議員の期末手当増減につきましては、議長、マイナス2万5,300円、副議長、マイナス2万2,425円、議員1人当たりマイナス2万700円、14人でマイナス28万9,800円となり、総額としましてはマイナス33万7,525円となります。

第2条による増減についても同額となります。

続きまして、第3条による市長、副市長の期末手当増減につきましては、市長、マイナス5万2,500円、副市長、マイナス4万3,400円となり、総額で9万5,900円となります。

第4条による増減についても同額となります。

次に、第5条による教育長の期末増減につきましては、年度途中の任命となることから、マイナス1万1,760円となります。総額は同額です。

第6条による増減につきましては、マイナス3万9,200円なり、総額も同額となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 算出の方法ではありますが、第1条において、議案の第1条の中身についてですが、100分の225を100分の220に減額をすると。第2条で、100分の220を100分の222.5にするということで、第1条で減らして、第2条で増やしていると。実質的に何か月分の減額になるのか、各議会並びに市長、副市長、教育長について御答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

それぞれ第1条、まず議会議員の分になりますが、第1条で100分の225を100分の220に減らすということで、これは今期、12月の期末手当について0.05月分減額するという条例の改正案になってございます。

第2条につきましては、年間の0.05月分を6月期と12月期、この半分に分けるということで、100分の220を100分の222.5ということで、6月期、12月期をそれぞれ0.025月分減額するという条例になってございます。

合わせまして、年間で0.05月分減額するという条例になってございます。

これにつきましては、市長、副市長、教育長の条例についても同様となっております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 2条と、それから4条並びに6条、これについては0.025上積みをするということだと思っておりますが、令和3年、2021年の1日から施行するということになるように書かれておりますが、そうしますと、総額では、この人事院勧告に従って0.05か月分の減額という理解でいいのか。今年度は0.05か月だけでも、来年度についてはどうなるのか、それについて御答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、改正条例の1条、3条、5条、この部分につきましては、附則にございますように、令和2年12月1日から施行するとなっております。2条、4条、6条、これにつきましては令和3年4月1日から施行ということで、令和2年度におきましては、先ほどから申し上げましたように、0.05月分の減額、令和3年度につきましては、6月期、12月期、それぞれ0.025月分ずつ、合わせまして0.05月分の減額となります。

○田畑議長 続きまして、議案第83号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

今回の人事院勧告について、人事院勧告が10月の初めに出されたわけですが、この勧告に関して、引上げの根拠についてお聞きをしたいと思います。

それから、月例給与について、人事院勧告では据置きとなっておりますが、岩出市においては、この月例給与についてはどうされるのか。

それから、公務労働者の処遇改善についてであります。これについても言及をしておりますが、これについてはどのようにされようとしているのか。

それから、今回の改正によるマイナス分によって消費減速になると考えられますが、これについてはどうなのか。

それから、年金の支給が65歳に引き上げられておりますが、市の地方自治体の公務員労働者の定年延長についての考え方は、人事院勧告でも若干触れておりますが、これについて岩出市の考えをお聞きをしておきたいと思っております。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、人事院勧告に関してお答えいたします。引下げの根拠につきましては、令和2年10月7日の人事院勧告において、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間の特別給の支給割合が4.46月、公務の支給月数が4.5月で、マイナス0.05月分となっているものでございます。

また、月例給与につきましては、本年10月28日の人事院報告において、民間給与との格差がマイナス164円で極めて小さく、給料表の改定が困難であり、月例給の

改定は行わないとの勧告があったことから、当市においてもその勧告を勘案し、月例給与の改定は行いません。

続きまして、公務労働者の処遇改善につきましては、地方公務員法第24条第3項において、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の事業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされていることから、人事院勧告及び和歌山県の人事委員会勧告を勘案し、改正議案を上程したものでございます。

なお、人事院勧告におきましては、従来より給与水準のみならず、諸手当また制度の見直し等も行っているもので、その都度必要に応じて対応してまいります。

次に、マイナスによる消費減速につきましては、国による特別定額給付金事業や市のプレミアム付商品券事業等により抑えられていると考えております。

次に、定年延長への考えにつきましては、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて要請されていることは認識しておりますが、今回の議案には関係ございませんので、これ以上の答弁は差し控えさせていただきます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 1回目の質疑のところで、全部やってないんで、第1条の第20条に際する歳費の増減、これは総額で幾らなのか。それから職員及び再任用職員別に平均額をお示しをいただきたいと思えます。

それから、第2条の20条による歳費の増減について、総額並びに職員及び再任用職員別に平均額をお示してください。

それから、人事院勧告についてであります。人事院勧告については民間の平均値水準を基に算出されるということではありますが、今年度の人事院勧告については民間の集計が正確に反映されているのかという疑問が生じてきております。コロナ問題で各民間企業の労働者の賃金については、賃上げ率が非常に低くて、賃上げしてないところ、賃上げに応じている企業、これは80%ぐらいあるらしいんですけども、こういう状況の中で、人事院勧告どおりに岩出市がそれに従う必要性があるのか。もし従わないのであれば罰則規定が現在あるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、各市町村国家公務員なんかについても同様であります。人事院勧告については勧告であって、絶対的なものでないと私は理解をしております。各地方自治体の首長の判断で、人事院勧告に従う必要性もないしという考え方も一部にあ

るわけですが、そういう考え方について市長の見解をお聞きをしたいと思います。

それから、月例給についてであります。今、課長のほうから164円の少額であるので、今回は見送るということではあります。次年度の賞与・給与についてはどのような基本的な考えを持って対応されるのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、この減額によってマイナス要因が、岩出市内において消費の減退というのは生じてくると思うんですが、これに対応する対策として、今、課長が言われたように、商品券等の配布をやっていると、水道の減免もやったということではあります。その対応策について何かお考えがあるのかどうか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、第1条による職員の期末手当影響額につきましては、総額マイナス491万9,670円、平均額としまして、マイナス1万5,718円となっております。再任用職員につきましては、支給月数に変更はないので、影響額はございません。

続いて、第2条による職員の期末手当影響額につきましては、来年度見込みで総額マイナス509万4,857円、平均額がマイナス1万6,226円となっております。再任用職員につきましては、同様、支給月数について変更ないので、影響額はございません。

あと人勸、これによる、人勸に従う必要がないのではないかとということですが、先ほど答弁いたしましたように、地方公務員法第24条第3項において、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の事業者の給与、その他事情を考慮して定めなければならないとされていることから、岩出市においては人事院勧告及び和歌山県の人事委員会勧告を勘案して改正をしているものでございます。

それから、今回の人事院勧告ですが、これはコロナ禍によりまして、遅れて出てきたことは確かでございます。その遅れたことによりまして、まずは10月7日に期末手当に関する勧告が出てございます。その後、10月28日に人事院報告ということで、給与等の格差、これが見られるものでございます。

あと、人勸に従わない罰則ですが、特にそれはございません。

あと、いろいろなコロナ対策につきましては、市としましても、あらゆる手段で

行っておりますので、これによる影響は抑えられると考えてございます。

失礼いたしました。次年度の月例給と賞与等につきましては、期末手当につきましては、本条例に載せさせていただいておりますように、現在のところは、それぞれ0.025月分減額と、6月、12月、それぞれ0.025月分減額という改正内容になってございます。

あとは月例給につきましては、来年の人事院勧告等を見てからの勘案になると考えてございます。

○田畑議長 副市長。

○佐伯副市長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、人勧に従う必要はないのではないか、市長の答弁をとということです。私から御答弁をさせていただきます。

市においては、官民格差の調査が難しいことから、従来から人事院勧告を受けて、それに準じた形の改正ということであります。先ほど木村次長が御報告させていただいたとおり、人事院勧告及び県の動向、そういうふうなものを勘案した中で、上程させていただいているということでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 質疑の中で、私は答弁していただけるのかなと思ったんですが、職員及び再任用職員別ということで、ここの中に非常勤職員の平均支給額と総額、つかんでおられると思うんですが、これについて追加で答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず非常勤職員ということですが、本条例で載せさせていただいております会計年度任用職員、これにつきましては、今回の改正による影響額はございません。

ちなみに、ちょっと総合計というのはないんですけども、事務補助員であれば期末手当が13万9,282円というような状況になります。

あと、保育士であれば、これも級がございまして一定ではございませんが、一番低い方で16万1,238円というような期末手当の額になってございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第82号及び議案第83号の議案2件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第82号及び議案第83号の議案2件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~〇~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を11月27日金曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を11月27日金曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時03分)

# 議 会 臨 時 会 会 議 録

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

令和2年11月27日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第2 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第82号及び議案第83号につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について～

日程第2 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○田畑議長 日程第1 議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件及び日程第2 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正の件の議案2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案2件に関し、常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

11月26日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、及び議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正についての2件です。

当委員会は、11月26日木曜日、午前10時20分から開催し、付託された議案について、審査を実施しました。

議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正については、討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正については、今年度と来年度における支給割合の違いは何か。について。

議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正については、コロナ禍への対応で、職員の事務量が増えているのではないかと。また、職員の残業時間に変化はないかと。他市と比較して岩出市は低いと聞くが実態はどうか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、常任委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案82号について、私は反対の立場から討論を行います。

岩出市の特別職並びに議員報酬は、和歌山県下の市町村に比べて低額であること。2番目に、人事院勧告と連動して、国会議員については引下げをされていないこと。3番目に、大衆迎合すべきでなく、終始一貫した姿勢を取るべきであること。その他理由については、83号と関連がありますので、その際に、具体的その理由を述べたいと思います。

以上です。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであります。経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であるからです。

特に、今回の人事院勧告の調査については、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中、行われるものです。社会全体がコロナ禍において、大きな影響を受けている中、我々議員、特別職の賞与の引下げに対して、反対すること理屈が通

らないと思います。

よって、私は本案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第82号に対する討論を終結いたします。

議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 職員の給与に関する条例について、反対の立場で討論を行います。

今回、人事院勧告が打ち出した勧告では、コロナ禍の中で奮闘している公務労働者の労苦に応えず、コロナを経て求められる内需主導型への経済転換にも背を向けることや、給与以外の人事管理についても、長時間労働の是正の点でも、超過勤務の上限を強調するだけで、増大する業務量に反して、必要な人員確保には触れていません。非常勤職員の処遇改善においても、抜本的な改善策を打ち出していない勧告となっています。

岩出市においては、コロナ感染の不安を覚えながら、市民の命や暮らしを守るために、現場の第一線で働いている職員の労苦に報いる賃金改善が求められていること。最低賃金と同じく、社会的影響力を持つ公務員賃金を引き下げるとは、社会政策上も許されないことだと考えます。

人口増加が続き、業務量の増大となってきた岩出市で、職員の勤務実態においては、年休取得もままならない実態もあり、慢性的な人員不足にコロナ関連業務が付加されて、一層厳しさを増す職場実態の中で、給与の引下げは職員意識の低下すら生まれると考えます。

さらに、この人勧対応においては、那賀病院、那賀消防など、新型コロナに対して最前線で必死に奮闘されている一部事務組合の職員にも影響を与えることにもつ

ながると考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

この議案は、給与に関する人事院勧告の内容を勘案した上で、職員の期末手当の月数を0.05月分引き下げる改定をするために改正を行うものです。従前から人事院勧告の内容に準じた条例改正を行っており、これまでどおり、民間の給与水準に準拠した条例改正を行うことで、整合性が保たれるものと考えます。

よって、本案について賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案83号、職員の給与条例の改正に対して、私は反対の立場から討論を行います。

2020年、人事院勧告報告について、人事院は10月の7日に、一時金の支給月数を0.05か月引き下げる給与勧告と公務員人事管理に関する報告を行っております。勧告であり、地方自治体について、主体的に横並びに従うのではなく、岩出市として独自に判断すべき事項であります。国家公務員の月例給の改定を行わない一時金の引下げを先行される勧告は、公務労働者をはじめ人事院勧告の影響を受ける多くの労働者の生活改善を求める声に欺くものであります。

コロナウイルスの感染拡大防止に全力で取り組んできた公務労働者の使命感に冷や水を浴びせ、極めて不安な勧告であります。非常勤職員の処遇改善をはじめ、休暇制度なりが改善される内容が見当たらない。均衡待遇やハラスメント防止、新型コロナウイルスの感染拡大防止などに向けた努力は見られるものの、労働者の基本的権利の代償としての機関として、責任を果たしているとは言えません。

月例給については、改めて必要な勧告と報告を行うとしているが、引き続き中央人事委員会での改善確保を目指すとともに、確定闘争、独立行政法人や勧告の影響を直接受ける組織での賃金改善を図るべきであり、継続して強化しなければなりません。

また、良好な公共サービスを提供するとともに、人間らしい働き方を取り戻すためにも、地方自治体の定員を増加して、必要な要員の確保を図っていかなければな

りません。

今回の勧告は、今後の民間賃金へ、さらに地方公務員や独立行政法人職員、政府関係法人職員、地場の中小企業労働者などにも影響が及び、コロナ禍だからこそ、全ての労働者の大幅賃上げで、地域経済の活性化に向けた取組を進めていくべきであります。とりわけ全国一律最低賃金制度の実現と大幅引上げを求めてきたが、加重平均で僅か1円の引上げという不十分なものとどまっております。

和歌山県も同様であります。我々が行ってきた生計費に関する調査では、全国どこでも変わらない地域経済と中小企業の活性化、地域間格差の是正を図るため、全国一律最賃制、最低1,000円の実現に向け、全力を挙げるべきであります。

2011年11月の私は人事院勧告に対する反対意思表示をした際にも、賃金を抑制し、我慢を強いることは、リーマンショック後に経験した失われた20年の経済を繰り返すことになり、マイナスにアリ地獄と言わざるを得ません。この過ちを繰り返してはなりません。

今回の減額による歳出総額は、議員関係で33万7,525円、市長・副市長関係で9万5,900円、教育長1万1,760円、職員分491万9,670円で、総合計536万4,855円になるのであります。

地方分権化の中で、岩出市独自で決定すればよいことであるにもかかわらず、国や県の方針を丸のみして、人事院勧告に見合った公務員労働者の生活改善と内需拡大につながる賃金改善をしないで、横並びに賃下げすることはすべきではありません。

このことは地方経済の落込みを支えると同時に、今は岩出市民へのサービス向上に取り組むべき課題は山積しているのであります。

今回の賃下げは、職員の業務に対する働く意欲を阻害するものであると考えております。

労働者、国民の賃金引上げ、労働条件改善で地域経済を活性化させる方向に向かうことを強く求めるものであります。

菅首相は、自助、共助、公助が基本だとして、国民の命と暮らしを守る国の責任を放棄する姿勢を示しております。

G o T o E a tをはじめG o T o関連の政策においても、経済、お金を優先し、国民の命を二の次としているのが実態であります。

また、学術会議の委員任命において、強権的な姿勢をあらわにするのを国民の声に背を向ける暴走政治はとどまるところを知りません。

さらに、桜を見る会においても、国会において、うそつき安倍発言をうのみにし

て、うその上塗りをしているのが実態であります。この自公政権から抜け出して、国民の怒りを一人一人が結集して、協働して、この運動を広げるとともに、人事院勧告に従う岩出市に対して、強く非難するものであります。

私たちは、これらの問題について継続して闘いを進め、市民、国民のために全力を挙げるべきであると考えております。

よって、私は議案83号について反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 私は、議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

人事院勧告において、民間との給料比較調査が行われた結果、ボーナスについて、民間の支給割合が公務員を下回っていることから、市においても一般職員の期末手当について、民間支給実績を反映させた条例改正が必要であり、また、民間と公務員との給料格差を解消することが、均衡の原則にもかなうものであると考えます。

今回の人事院勧告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響が生じる中、行われたものであり、マイナス勧告も受け入れなければならない状況であると考えます。

なお、勧告の中には、公務員人事管理に関する報告もあり、この報告を受け、国は取組を推進し、市においても必要な対策を講じていくものと考えております。

以上述べた理由によりまして、私は本案に賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第83号に対する討論を終結いたします。

議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて、令和2年第2回岩出市議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。

閉会

(9時50分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

令和2年11月27日

岩出市議会議長 田畑 昭二

署名議員 松下 元

署名議員 三栖慎太郎